

部会ニュース「6-82」を発行しました。

■介護福祉士国試のパート合格、26年1月導入へ 厚労省

- ・厚生労働省は、介護福祉士の国家試験に「パート合格」を導入する内容の取りまとめ案を有識者検討会に示し、了承された。パート合格の導入により、全科目の得点が合格基準に達しなくても、合格基準に達したパートは翌々年度まで試験を免除する。
- ・取りまとめ案では、2026年1月に予定されている試験で始めることが妥当だとし、働きながら資格取得を目指す受験生が受験しやすい制度にすることで、高い専門性を持つ介護人材の確保や育成を促す方針を示した。
- ・介護福祉士の国試では、3年以上の実務経験に加えて所定の研修を受講する「実務経験ルート」での受験者が8割以上を占めている。しかし、就労と受験勉強の両立が難しく、このルートでの受験者数は20-23年度に約1万人減少した。より受験しやすい試験制度への見直しが求められる中、パート合格の導入が検討されてきた。
- ・11日に開かれた検討会に示された取りまとめ案では、13の試験科目を3パートに分ける。全科目に対する合格基準は、現行と同様に総得点の6割程度とし、パートごとの合格基準は、全科目受験者のパートごとの平均得点の比率で、全体の合格基準点を割り振る。
- ・1日で全パートの試験を実施する。初めての試験では全員が全パートを受ける。再受験では不合格だったパートの試験を必須とし、総得点で合格基準を満たすこともあり得るため、すでに合格したパートの受験は希望性とする。パート合格の有効期限は翌々年度までとし、必要に応じて見直しを行う。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会（第3回）配付資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43573.html